

令和 6 年度「福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務」仕様書

1 業務の名称

福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務

2 業務の目的

福岡県による営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に対して給付した「福岡県感染拡大防止協力金（以下、協力金。）」にかかる債権の回収業務において、専門的な知識と経験を有する事業者へ委託することにより、未収金の縮減を図ることを目的とする。

3 委託の期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

(1) 本件業務委託者（以下、「委託者」という。）が本件業務受託者（以下、「受託者」という。）に回収を委託する債権は、次に掲げる債権とする。

債権名：福岡県感染拡大防止協力金

対象者：申請誤りや不正受給等により受給し、県による督促・催告に応じなかった者

委託対象滞納債権数：25 事業者

委託対象滞納債権額：165,931 千円

(2) 委託者は本契約に基づき、債権回収に係る業務のうち、以下の業務を受託者に委託する。

①文書発送による催告対応及びそれに関する問い合わせ対応業務

②現地訪問調査業務

③返済資力調査業務

④所在不明の債務者の居所調査業務

⑤各種業務における実績報告業務

⑥その他業務の遂行において必要となる業務

※詳細については、別紙 2 「福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務委託」特記仕様書により定める。

5 委託料の支払い

委託者は、次の各号に示す金額を、受託者の請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

(1) 成功報酬額

委託者が催告対象として指示した債務者等から債権を回収したことに対する成功報酬額は、当該委託によって回収した金額に成功報酬率を乗じて得た金額とする。

なお、成功報酬額の計算対象となる回収額は、受託者が催告書及び受託通知書を送

付して相手方に到達した日以降に債務者等より納付された返還額とし、福岡県会計管理局において債務者等が令和7年3月31日までに納付したことが確認できた額とする。

(2) 各業務にかかる費用

①文書発送による催告対応及びそれに関する問い合わせ対応業務

・令和7年3月31日までに実施した文書発送数（発送し、委託者に報告したもの）及び電話催告対応数（架電の上交渉し、委託者に報告したもの。架電した結果、不通等接触できなかつたものは含まない）及び回答書の作成・送付数に「別添様式5 積算単価表」記載の単価を乗じて得られる金額とする。

・問い合わせ対応実績件数は、県から助言を依頼した回答書の数とする。

②各種調査業務

以下の各業務終了後、令和7年3月31日までにを行った報告の件数に「別添様式5 積算単価表」記載の単価を乗じて得られる金額とする。

ア. 現地訪問調査業務

イ. 返済資力調査業務

ウ. 所在不明の債務者の居所調査業務

③法律相談業務

令和7年3月31日までに実施した委託者の依頼による面談等による法律相談（30分以上）の回数に「別添様式5 積算単価表」記載の単価を乗じて得られる金額とする。

6 対象経費

本業務における委託料の対象となる経費は、以下のとおりとする。なお、対象経費については、帳票及び証拠書類を備え、常に支出の状況を明らかにし、事業完了の日の属する年度の終了から5年間保存しなければならない

- (1) 人件費
- (2) 普通旅費（打合せや文書収受に係る交通費等）
- (3) 使用料（コピー代・印刷代・インターネット利用料等）
- (4) 通信費（電話代・切手代・送料等）
- (5) 消耗品費（事務用品費・封筒代等）
- (6) その他発注者が必要と認める経費

7 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。
- (2) 本業務の実施にあたって、受託者は各業務に従事する者の役割及び責任体制等を明確にしたうえで、委託者に説明すること。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたっては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (4) 本業務の実施にあたっては、この仕様書に定めるほか、条例、規則、法、その他関係法令等についてもこれを遵守するとともに、社会通念に反しない適切な対応を行うこと。
- (5) 業務の過程において、不正申請等の犯罪行為又は違法行為等が疑われる場合は、受託者は速やかに委託者に報告のうえ、連携してこれに対応すること
- (6) 受託者は、安全の確保に万全を期すること。
業務の実施にあたり、受託者が損害を受けても、県は保証しないこと。
受託者は、県、債務者又は第三者に損害を与えないよう注意すること。
受託者の故意又は過失により県、債務者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに県に報告するとともに、受託者がその損害を賠償すること。
- (7) 受託者は、業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示漏えいしてはならない。
- (8) 業務の実施にあたり、書面による県の承諾がある場合を除き、第三者に再委託してはならない。
- (9) 県は、委託業務の履行状況を確認するため、立入検査を行うことができるものとする。県は、委託業務終了後速やかに完了検査を実施する。
- (10) その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合は、県と受託者との間で誠意を持って協議し、決定するものとする。